

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震化改修の上乗せ補助及び耐震対策緊急促進事業を継続すること。

2. 空き家等対策の推進

- (1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体が行き組む空き家等対策に係る財政措置を拡充し、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

- (2) 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空き家等の除却等に要する経費に係る財政措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

- (3) 空き家等の発生抑制に資するため、所有者に制度の周知を図り、空き家の適正管理を促すこと。

3. 公営住宅等の建替・改修等に係る事業への支援措置を講じること。

4. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、事業を継続するとともに、財政措置を拡充すること。

5. 住宅新築資金等貸付助成事業に係る財政措置を償還業務完了まで継続すること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等の取得を可能とすること。

6. 東日本大震災関係

被災住宅用地特例による都市自治体の減収分の補てんについては、震災復興特別交付税により着実に措置すること。